

議案第69号

国家賠償請求事件に係る訴訟上の和解について

水戸地方裁判所令和2年（ワ）第389号国家賠償請求事件に関し、次のとおり和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

- 1 当事者 原告 ○○○○
被告 取手市

2 和解条項

- (1) 被告は、原告に対し、原告に対して原告と養父母からの仕送りが実際に行われたかどうか、及び両者の間で仕送りに関する合意があったかどうかを確認することなく、平成29年9月25日付け保護費減額処分をしたことにつき、謝罪する。
- (2) 被告は、生存権（憲法25条）及びこれを具体化する生活保護法の目的を実現するため、生活保護法、同法関係法令、実施要領等を遵守し、実施機関の職員に周知徹底するための情報共有、指導等を十分に実施するとともに、違法な収入認定による保護費の減額処分が発生することを防止するため、以下の措置を講ずることを約束する。
- ア 扶養照会を実施する前に、当該生活保護利用者ないし生活保護申請者（以下「生活保護利用者等」という。）に対して、扶養照会に関する説明をした上で、扶養照会に対する拒絶の意思の有無を確認し、生活保護利用者等が扶養照会を拒んでいる場合には、その理由について特に丁寧に聞き取りを行うことを徹底すること
- イ 新たに仕送りを収入認定する場合には、事前に仕送りの送り手と受け手双方に仕送りの意思を確認した上で、実際に生活保護利用者等が仕送りを受領したことを確認し、その確認ができた場合にのみ当該仕送りの収入認定をすること
- (3) 被告は、原告に対し、解決金10万円の支払義務があることを認める。
- (4) 被告は、前号の金員を、令和4年12月末日限り、原告代理人の普通預金口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告の負担とする。
- (5) 原告はその余の請求を放棄する。
- (6) 原告と被告は、本件に関し、原告と被告との間には、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(7) 訴訟費用は各自の負担とする。

令和4年11月29日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

市を被告とする国家賠償請求事件について、水戸地方裁判所から和解条項案が示されたことから、当該和解条項案の内容で原告と和解するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものです。

参考資料 国家賠償請求事件に係るこれまでの経過

令和2年9月14日 訴訟提起

水戸地方裁判所 令和2年(ワ)第389号 国家賠償請求事件

原告：〇〇〇〇〇

被告：取手市

概要：生活保護費の減額処分により精神的苦痛を受けたとして慰謝料等の支払を求めたもの

訴状記載の請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、金23万円及びこれに対する平成30年1月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決並びに仮執行の宣言を求める。

令和3年2月12日から令和4年10月18日まで 口頭弁論及び弁論準備手続
(延べ11回)